消防だより

令和2年11月号

初任教育実務研修

消防だより５月号で御紹介した消防学校で初任教育中の新消防職員、與座秀幸消防士が９月24日から30日の間、久米島消防での実務研修で初めての隔日勤務（24時間勤務）を経験しました。新型コロナウイルスの影響により消防学校での初任教育の日程変更も余儀なくされていますが、実務研修では先輩からの指導を受けながら多くの知識と技術を学びました。残り少ない初任教育も持ち前の体力で乗り越え更に成長することを期待します！

緊急自動車（消防車・救急車等）の緊急通行へのご理解とご協力

自動車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

消防自動車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など緊急性の高い業務を行うことから道路交通法において、

・右側通行の特例　・停止義務免除の特例　・追い越し禁止場所での追い越し特例
・進行方向を指定した通行区分に従わない特例

などがありますが、一刻も早く災害現場へ到着するには一般車両の協力が必要不可欠です。自動車などの運転中に緊急車両が接近してきた場合は進路を譲って頂き、かつ、保安基準によりサイレンを鳴らし、赤色の警光灯をつけなければならないので物騒がしい・喧騒だと思わずにご協力よろしくお願いします。

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路において、その左側によることが緊急自動車の通行の妨げとなる場合は道路の右）によって一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側によって、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

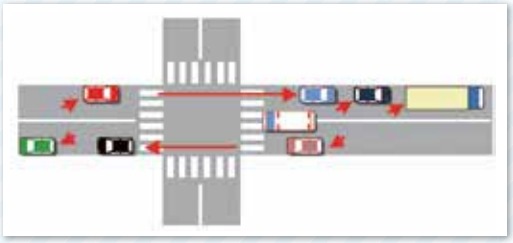

※住宅用火災警報器の交換の目安は**10年**です。定期的に作動の確認をしましょう。
※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。
※火事・救急・救助は１１９番へお願いします。　※違反対象物公表制度

あなたの所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防設備が必要になったが未設置だと消防法令違反により、公表の対象になります。
新たに事業を始める方も同様ですので、事前に消防本部までご相談ください！

9月出動状況

・救　急	22件（255件）	・風水害	2件（ 4件）
・火　災	0件（ 4件）	・捜　索	0件（ 2件）
・救　助	0件（ 1件）	・その他	4件（19件）

（　）は、令和2年累計　　合計…… 28件（285件）